# 空知「特産品パンフレット」制作事業委託業務公募型プロポーザル企画提案指示書

１　委託する業務名

空知「特産品パンフレット」制作事業委託業務

２　委託業務の目的等

空知管内には多くの特産品が存在しており、毎年、管内市町の情報を取りまとめ、「空知特産品ガイド」を作成し、空知総合振興局ホームページにて情報発信していたところ。しかし、ジャンル毎に特産品が羅列されているのみで、空知地域の魅力や観光コンテンツ等とあわせて、バイヤーや消費者等に訴求するのが困難だった。

食に特化したパンフレットを作成し、バイヤーや消費者に対して効率的に発信することで、空知管内特産品の知名度向上、流通拡大を図ることを目的とする。

３　委託業務内容及び実施方法等

パンフレットの作成

（１）　パンフレットの基本的コンセプト

ア　バイヤーや消費者に対して、空知管内の特産品（農産品、加工食品、スイーツ、飲料等）を紹介するパンフレットとすること。

イ　特産品のPRポイントやおすすめの利用シーン、店舗の住所、電話番号、営業時間等の空知に実際に来て楽しんでいただけるような情報を掲載すること。

ウ　市町毎に事業者及び特産品を紹介すると、エリアによって特産品数や特産品ジャンルに偏りが出る可能性が高いことから、特産品ジャンル毎に紹介する構成とし、全体として取り扱う特産品数が、各市町でなるべく均等になるようにすること。なお、各市町とは、夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町を指す。

エ　特産品ジャンル毎に１事業者以上の生産者インタビューを掲載すること。

オ　道施策商品（北のハイグレード食品、ヘルシーDo等）を積極的に紹介すること。

カ　写真を効果的に使用し、特産品のイメージが伝わるような訴求力のある内容とすること。

（２）　パンフレットの内容

ア　印刷部数

1,000部以上とする。

イ　規格

Ａ４版またはＡ５版、フルカラー（４色）の冊子とする。

ウ　掲載写真

掲載写真については、本パンフレットのほか、空知総合振興局等が食・観光PRに使用する許諾確認を行うこと。

（３）　パンフレットのデータ等の提供

作成したパンフレットのデータについて、PDF形式及びIllustrator形式で提供するとともに、パンフレットに掲載の写真データも併せて提供すること。

４　再委託について

（１）次のような場合は、再委託を認めない。

ア　委託業務をそのまま全部再委託する場合

イ　委託業務の主要な部分を再委託する場合

ウ　本来、独立した業務として委託できるものを数件まとめて委託した場合において、そのうち１件以上の業務を全部再委託する場合

（２）委託業務の適正な履行を確保するため、再委託の必要があると認められるものであって、次の要件を満たす場合は、再委託を承諾することができる。この場合においては、受託者は、あらかじめ再委託させようとする第三者の商号又は名称及び住所、再委託する業務の範囲、再委託する理由及び必要性等を記載した書面を提出するものとする。なお、変更がある場合には、遅滞なく、受託者は変更の届出を提出するものとする。

ア　再委託させようとする第三者に受託者の総合的な管理・指導が及ぶとともに、技術的、経済的能力から判断して、再委託させても契約の履行を確保するのに支障を来たさないとき。

イ　再委託することに合理的な理由があるとき。

ウ　再委託することにより、当該受託者を選定した理由に矛盾を生じるものでないとき。

（３）再委託を予定している場合は、企画提案書に予定している再委託の内容（業務内容、必要性、契約金額予定、再委託先への管理・指導体制、再委託先の履行実績、組織体制等）を記載すること。

５　提案にあたっての留意事項

委託契約に係る業務処理に伴い発生する特許権、著作権その他すべての権利は、北海道空知総合振興局に帰属するものとする。

６　契約の方法

（１）　契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

（２）委託期間

委託契約締結日から令和8年（2026 年）１月９日（金）まで

７　予算上限額

1,336 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限額とする。

８　選定業者数

１者を選定する。

９　企画提案の審査基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

（１）業務遂行能力全般

ア　業務を実施するために必要かつ十分な体制となっているか。

イ　業務を効率的かつ効果的に実施できるスケジュールになっているか。

ウ　空知管内の特性や食品に精通しているほか、冊子作成や情報発信についてノウハウを有しているか。

（２）企画提案内容

ア　バイヤーや消費者に向けた内容のパンフレットになっているか。

イ　特産品のPRポイントや生産者インタビュー、おすすめの利用シーン、店舗の住所、電話番号、営業時間等を掲載し、効果的なＰＲが期待できるような内容となっているか。

ウ　特産品ジャンル毎に事業者及び特産品を紹介する構成とし、空知の食を総合的に情報発信できるような内容になっているか。

エ　道施策商品（北のハイグレード食品、ヘルシーDo 等）を積極的に取り扱う内容となっているか。

オ　写真を効果的に使用し、特産品のイメージが伝わるような訴求力のある内容となっているか。

カ　企画全体を通して、具体的かつ実現性が高いものであり、空知管内の食のＰＲに資する内容となっているか。

（3）道施策との適合性

ア　「北海道働き方改革推進企業認定制度」における４つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定、ホワイト認定）のいずれかに該当しているか。

イ　「北海道働き方改革推進企業認定制度」における３つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定）のいずれかに該当し、同制度の評価基準にある「障がい者就労支援企業認証制度」（保健福祉部障がい者保健福祉課実施）の一定以上の認証ポイントを取得しているか。

ウ　国が創設した「パートナーシップ構築宣言」を宣言しているか。

10　企画提案者の参加資格要件

単体の事業者（法人・団体及び個人）又はコンソーシアムであって、次の要件をすべて満たしていること。

（1）　単体の事業者（法人・団体及び個人）で参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、コンソーシアムで参加する場合は、道内に本社又は主たる事業所を有するものをその構成員に含むものであること。

（2）　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第１６号）第１６７条の４第１項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

（3）　地方自治法施行令第 167 条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

（4）　北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成４年９月１１日付局総第４６１号）第２第１項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

（5）　暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

（6）　次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア　道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ　本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ　消費税及び地方消費税

（7）　次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

ア　健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４８条の規定による届出

イ　厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第２７条の規定による届出

ウ　雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第７条の規定による届出

（8）　コンソーシアムの構成員が単体の事業者（法人・団体及び個人）としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

（9）　コンソーシアムにおいては、（1）～（8）の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。

ア　コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。

イ　空知総合振興局から委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

11　道施策との適合性に関する事項

（1）「北海道働き方改革推進企業認定制度」及び「障がい者就労支援企業認証制度」に関する事項

道が実施している、「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定及び「障がい者就労支援企業認証制度」の認証を受けている場合は、該当の認定書（写し）や認証書（写し）を提出すること。

なお、コンソーシアムの場合は、各構成員に係る認定書（写し）や認証書（写し）を提出すること。

（2）「パートナーシップ構築宣言」に関する事項

国が実施している「パートナーシップ構築宣言」を宣言している場合は、該当の宣言書（写し）を提出すること。

なお、コンソーシアムの場合は、各構成員に係る宣言書（写し）を提出すること。

12　参加表明書等の提出

別紙の「参加表明書」を令和7年（2025 年）6 月 13 日付け公告に定める日までに提出してください。参加表明書提出後に当該公告に定める参加資格要件を満たさないことが明らかとなったときは、参加表明書の提出は無効となります。

なお、「参加表明書」には、次の書類を添付してください。

（1）別紙「法人・団体及び個人またはコンソーシアム構成員の概要」

（2）参加を表明する者が法人の場合は、商業登記事項証明書又は法人の登記事項証明書、個人の場合は、市町村の発行する身分証明書又は住民票

（3）参加を表明する者がコンソーシアムの場合は、前記（2）の書類及びコンソーシアム協定書の写し

（4）道税事務所または振興局・総合振興局が発行する道税について滞納のないことを証明する納税証明書（発行後３ヶ月以内のもの、写し可）

（5）道に納税義務のない者は、本店が所在する都府県が発行する法人事業税に関する納税証明書（発行後３ヶ月以内のもの、写し可）

（6）税務署が発行する消費税及び地方消費税について滞納がないことを証する納税証明書（発行後３ヶ月以内のもの、写し可）

（7）暴力団関係事業者等でないこと及び今後、これらの者にならない旨の誓約書

（8）次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書面（届出義務がない場合については、社会保険等適用除外申出書（別記第１号様式））。

ア　健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４８条の規定による届出

イ　厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第２７条の規定による届出

ウ　雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第７条の規定による届出

13　企画提案書の提出

参加表明書等の提出後、空知総合振興局からの企画提案書提出の要請を受けた者は、令和7年（2025

年）６月13日付け公告に定める日までに提出してください。

14　企画提案書の作成方法

（1）文章を補完するためにイラストや図表などを使用してもかまいませんが、社名やロゴマーク等、提案者が特定できる図柄は一切入れないでください。

（2）企画提案書は、専門的知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現としてください。

（3）企画提案の内容については、他からの転載を禁止します。

（4）企画提案書はＡ４サイズとし、提出部数は７部です。
なお、企画提案書の社名は１部のみに記入し、残り６部には記入しないでください。

15　プレゼンテーションの実施

（1）企画提案された内容についてのプレゼンテーションを実施していただきます。

（2）日時、場所、留意事項等は別途通知します。

（3）プレゼンテーションは、企画提案書に記載された内容についてのみとし、当該提案書に記載されていない事項の説明や追加資料の配付は認められません。

（4）企画提案書を提出した事業者が５者を超える場合には、企画提案書による一次審査を実施し、上位５者をプレゼンテーションへの参加事業者とします。

16　参加表明・企画提案に係る留意事項

（1）参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出事業者の負担とします。

（2）企画提案の採否については、文書で通知します。

（3）参加表明書の提出後に企画提案書を提出期限までに提出しない場合は、参加表明の撤回があったものと見なします。また、プレゼンテーションに参加しない場合も、同様に企画提案の意思がないものとみなします。

（4）提出された参加表明書又は企画提案書は、プロポーザルによる委託事業者の選定のためのみに使用し、機密保持には十分配慮します。ただし、北海道情報公開条例による公文書開示請求がなされた場合は、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。

（5）採択決定後、提出された提案書及び補足資料並びに契約書類に記載された事業概要（図・写真を含む）、委託先・コンソーシアム構成員の名称、契約金額（支出内訳を含む）については、公表・活用する場合がありますので、当該部分の公表・活用については、あらかじめ提案者の了解を得たものとして取り扱わせていただきます。

（6）提出された書類は、空知総合振興局において必要な場合、複製を作成することがあります。

（7）提出期限以降における参加表明書又は企画提案書の差し替え又は再提出は認めません。

（8）全ての提出書類は返却しません。

（9）本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとします。

17　問い合わせ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先

〒０６８－８５５８　岩見沢市８条西５丁目
北海道空知総合振興局産業振興部商工労働観光課観光振興係　担当：林
電話番号　　０１２６－２０－０１４７（直通）
ＦＡＸ番号　０１２６－２５－９７１２